なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が20箇所存在するが、このうち12箇所については発掘調査を完了しており、現地保存が必要な遺物は確認されていない。起業者は引き続き残る8箇所についても千葉県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、千葉県と東京都及び神奈川県とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成し、一般国道128号及び一般国道409号等の交通混雑の緩和及び交通事故の軽減を図ることを主な目的とし、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成12年3月31日に都市計画決定され、平成19年11月9日に変更決定された都市計画と車線数及び法面等を除き整合しているものである。

なお、本件事業の事業計画は4車線の事業として都市計画決定されているところ、2車線の事業として施行するものであるが、本件事業については、都市計画決定された区域の範囲内において、土工量、トンネル及び橋梁の施工延長、事業費等、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び町道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、千葉県と東京都及び神奈川県とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの整備が必要と認められるとともに、できるだけ早期に一般国道128号及び一般国道409号等の交通混雑の解消及び交通事故の軽減を図る必要があると認められる。

また、千葉県知事を会長とする首都圏中央連絡自動車道建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　千葉県東金市役所、同県山武郡大網白里町役場、千葉市緑区役所、茂原市役所及び同県長生郡長柄町役場

○海上保安庁告示第百八十八号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年九月九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	艫作埼沖波浪観測灯浮標
位置	
所在地	艫作埼灯台（青森県深浦町）から北北東方約二〇キロメートル
北緯	四〇―四六―五四
東経	一三九―五六―一五
塗色及び構造	黄色X型頭標1個付　黄色　やぐら型
灯質	群閃黄光　毎二〇秒に五閃光
光度	実効光度八五カンデラ
光達距離	五・〇海里
明弧	全度
点灯年月日	平成二十二年七月三十一日
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　東北地方整備局青森港湾事務所管理

○海上保安庁告示第百八十九号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年九月九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	岩館港第二防波堤灯台
位置	
所在地	秋田県山本郡八峰町（岩館港第二防波堤外端）
北緯	四〇―二三―五五
東経	一三九―五八―一四
変更した事項	名称
名称	岩館港西防波堤灯台
位置	
所在地	秋田県山本郡八峰町（岩館港西防波堤外端）
北緯	四〇―二三―五一
東経	一三九―五八―一五
高さ	地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日	平成二十二年七月三十一日

○海上保安庁告示第百九十号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年九月九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	御前崎沖金洲ノ瀬北方海洋観測灯浮標
位置	
所在地	御前崎灯台（静岡県御前崎市）の南南東方約二五キロメートル
北緯	三四―二三―四七
東経	一三八―一九―〇六
廃止年月日	平成二十二年八月二日

○海上保安庁告示第百九十一号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年九月九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	入道埼北方波浪観測灯浮標
位置	
所在地	入道埼灯台（秋田県男鹿市）の北方約二三キロメートル
北緯	四〇―一一―三八
東経	一三九―三九―四〇
塗色及び構造	黄色X形頭標1個付　黄色　やぐら形
灯質	群閃黄光　毎二〇秒に五閃光
光度	実効光度八五カンデラ
光達距離	五・〇海里
点灯年月日	平成二十二年八月四日
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　東北地方整備局秋田港湾事務所管理

○海上保安庁告示第百九十二号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年九月九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	紀伊由良港重山導灯（前灯）
位置	
所在地	和歌山県日高郡由良町（重山）
北緯	三三―二七―三二
東経	一三五―〇五―三八
廃止年月日	平成二十二年八月六日
名称	紀伊由良港重山導灯（後灯）
位置	
所在地	和歌山県日高郡由良町（重山）
北緯	三三―二七―三三
東経	一三五―〇五―三九
廃止年月日	平成二十二年八月六日